

小平市ソフトボール連盟規約

〔昭和53年10月12日
制 定〕

改正 平成 元年4月 1日
平成25年8月17日

第1章 名称及び事務所

第1条 本連盟は、小平市ソフトボール連盟と称する。

第2条 本連盟は、事務局を会長の指定する場所に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本連盟は、ソフトボールを通じて会員相互の親睦と健康を増進し、健全なスポーツであるソフトボールの小平市民への普及・発展を図るとともに、地域の体育振興に資することを目的とする。

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ソフトボール大会の開催及び後援
- (2) ソフトボール技術向上のための指導
- (3) 市内外の他の関連団体との連携及び協調
- (4) その他、目的達成に必要な事項

第3章 組織

第5条 本連盟は、小平市内に本拠を置く市内居住・在勤者で構成されたチームによって組織する。

2 チーム構成については、理事会が認める場合はこの限りではない。

第4章 加盟及び脱退

第6条 本連盟に加入しようとするチームは、前条の条件を具備し、構成メンバーは他のチームとの二重登録はしてはならない。ただし、シニアチーム(59歳以上)への登録に関してはこの限りではない。

第7条 本連盟への加入を希望するチームは、所定の加盟登録申込書及び登録名簿を事務局に提出しなければならない。

第8条 加盟登録は、毎年自動更新するものとする。

2 登録内容に変更が生じたときには、速やかに届けなければならない。

第9条 加盟チームは、下記の事項のいずれかに該当したときは、その資格を失う。

- (1) 登録内容に第5条で定める条件に違反があったとき。
- (2) 自ら脱退の意を表明したとき。

第5章 役員

第10条 本連盟に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 理事 加盟チームより1名選出
- (6) 事務局長 1名
- (7) 事務局員 若干名
- (8) 会計 1名
- (9) 審判部長 1名
- (10) 副審判部長 若干名
- (11) 監査 2名

2 本連盟は、上記役員のほかに、顧問を置くことができる。

第11条 本連盟の役員は、原則として、加盟チームから選出するものとするが、理事会の推薦、総会の承認により加盟チーム以外から適任者を選出することができる。

- 2 会長、副会長、理事長、副理事長は理事会で推薦し、総会で承認を得るものとする。
- 3 理事は、加盟チームから1名選出され理事会を構成する。
- 4 事務局長、事務局員、会計、審判部長、副審判部長及び監査は理事会で選出し、会長の承認を得るものとする。
- 5 顧問は、理事会の推挙により会長が委嘱する。

第12条 会長は、本連盟の代表として会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事長は、理事会を代表し、会務を執行・管理する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。
- 5 理事は、理事会を構成し、その決議に基づく会務を執行する。
- 6 事務局長は、会長、理事長を補佐し、総会、理事会等の会議、連盟が関係する事業にお